

# 千葉県報

号外  
令和6年3月29日

人事委員会規則	一
千葉県人事委員会事務局組織規程の一部を改正する規則	一
管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	一
職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	二
人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	二
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	二
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	二
給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	二
職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則	三
千葉県人事委員会事務局行政文書規程の一部を改正する規則	三
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	三
職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則	三

## 人事委員会規則

千葉県人事委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年三月二十九日

### 千葉県人事委員会規則第十号

#### 千葉県人事委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

千葉県人事委員会事務局組織規程（昭和三十二年千葉県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表任用課の項中「総務企画班」を「企画広報班」に改める。

#### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

### 千葉県人事委員会規則第十一号

#### 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

千葉県人事委員会委員長 諸岡靖彦

管理職手当の支給に関する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項出先機関の目葛南地域振興事務所 東葛飾地域振興事務所  
「葛南地域振興事務所」

印旛地域振興事務所の節中 東葛飾地域振興事務所 を「地域振興事務所」に改め、同  
印旛地域振興事務所

目地域振興事務所（葛南、東葛飾及び印旛の各地域振興事務所を除く。）の節を削り、同  
目千葉西県税事務所 船橋県税事務所 松戸県税事務所 柏県税事務所 佐倉県税事務所

「千葉西県税事務所  
船橋県税事務所  
柏県税事務所」

の節中 松戸県税事務所 を「県税事務所（中央県税事務所を除く。）」に改め、同目  
柏県税事務所 佐倉県税事務所

県税事務所（中央、千葉西、船橋、松戸、柏及び佐倉の各県税事務所を除く。）の節を削  
り、同目習志野健康福祉センター 市川健康福祉センター 印旛健康福祉センターの節中

支所長	四種
総務企画課長	四種

を「支所長」に改

め、同目市川児童相談所 柏児童相談所 君津児童相談所の節中 柏児童相談所 を  
君津児童相談所

「児童相談所（中央児童相談所を除く。）」に改め、同目銚子児童相談所 東上総児童相  
談所の節を削り、同目市原高等技術専門校の節中「市原高等技術専門校」を「市原テク

ノスクール」に改め、同目高等技術専門校（市原高等技術専門校を除く。）の節中「高等技  
術専門校（市原高等技術専門校）」を「テクノスクール（市原テクノスクール）」に改め、同

目障害者高等技術専門校の節中「障害者高等技術専門校」を「障害者テクノスクール」に  
改め、同目手賀沼下水道事務所の節中

所長	四種
----	----

を「所長」に改

め、同項専門職の目中 「主席児童福祉司」を

主席児童福祉司	四種
主席精神保健福祉 相談員	四種

に改め、同表教育委員会の項教育庁の日本庁の節

中  
「学校危機管理監」  
二種

を  
「学校危機管理監」  
「県立高校統括監」  
二種

に、

「副参事」  
三種

を  
「副参事」  
「副技監」  
三種

に改

め、同項教育機関の目中央図書館の節中「四種」を「三種」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十二号

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号中「総務部税務課収税指導室」を「総務部税務課収税管理室」に改める。

附則中第二項の前の見出し及び同項から第四項までを削り、第五項を第二項とし、第六項から第九項までを三項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十三号

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を委任する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号二中「及び学校危機管理監の職」を「学校危機管理監の職及び県立高校統括監の職」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年三月二十九日  
千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十四号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和三十九年千葉県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「とする」を「（人事委員会が定める期間を除く。）とする」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年千葉県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項出先機関の目中「庶務部長」を「管理部長」に改め、同目高等技術専門校の節中「高等技術専門校」を「テクノスクール」に改め、同目中「障害者高等技術専門校」を「障害者テクノスクール」に改め、同表教育委員会の項教育庁の目中「学校危機管理監」を「学校危機管理監 県立高校統括監」に、「副参事」を「副参事 副技監」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年千葉県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とする。

別表第一知事の事務部局の項出先機関の目富浦学園の節中

3 看護師

を

3 育成第一課長及び育成第二課長の職務を行う職員

に改め、同日精神保健福祉センターの節

4 看護師

中「看護師」の下に「並びに給与条第八条の二第一項に規定する職にある職員」を加え、同日高等技術専門校の節中「高等技術専門校」を「テクノスクール」に改め、同日障害者高等技術専門校の節中「障害者高等技術専門校」を「障害者テクノスクール」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十七号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「人事委員会の定める場所に合格者の受験番号を掲示し、並びに書面により合格者である旨」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により、合格者の受験番号」に、「本人に通知する」を「公表する」に改める。

第二十一条中「人事委員会の定める場所に」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により」に、「掲示し」を「公表し」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県人事委員会事務局行政文書規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十八号

千葉県人事委員会事務局行政文書規程の一部を改正する規則

千葉県人事委員会事務局行政文書規程（昭和六十三年千葉県人事委員会規則第二十六号の三）の一部を次のように改正する。  
第二条第五号を削る。

第三十四条の二第三項を次のように改める。

3 前項の規定により電子署名を付す場合にあつては、主務課長又は主務課長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十九号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年千葉県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第十九号中「九月」を「十月」に改める。

第三十四条第二項中「場合」の下に「（前項第一号に掲げる場合に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員が療養休暇の承認を受けて勤務しない場合（第一項第二号に掲げる場合に限る。）には、当該療養休暇の期間中給与を支給する。

第三十五条第一項第四号中「九月」を「十月」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第二十号

職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則

職務の級別区分を定める規則（平成二十八年千葉県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

一 職務の級別区分の表1 行政職給料表級別職務区分表知事の事務部局の項出先機関の目葛南地域振興事務所 東葛飾地域振興事務所 印旛地域振興事務所の節中

「葛南地域振興事務所

東葛飾地域振興事務所 を「地域振興事務所」に改め、同日地域振興事務所（葛南、東

印旛地域振興事務所」

葛飾及び印旛の各地域振興事務所を除く。）の節を削り、同日千葉県西県税事務所 船橋県

税事務所 松戸県税事務所 柏県税事務所 佐倉県税事務所の節を削り、同日県税事務所

(中央、千葉西、船橋、松戸、柏及び佐倉の各県税事務所を除く。)の節中「中央、千葉西、船橋、松戸、柏及び佐倉の各県税事務所」を「中央県税事務所」に改め、

所長  
次長

所長  
次長

を「市川児童相談所 柏児童相談所」に改め、同目市川児童相談所

「市川児童相談所」

君津児童相談所の節中 柏児童相談所 を「児童相談所(中央児童相談所を除く。)」

君津児童相談所

に改め、同目銚子児童相談所 東上総児童相談所の節を削り、同目中央博物館の節中「庶務部長」を「管理部長」に、「庶務課長」を「管理課長」に改め、同目市原高等技術専門学校の節中「市原高等技術専門学校」を「市原テクノスクール」に改め、同目高等技術専門学校(市原高等技術専門学校を除く。)の節中「高等技術専門学校(市原高等技術専門学校)」を「テクノスクール(市原テクノスクール)」に改め、同目障害者高等技術専門学校の節中「障害者高等技術専門学校」を「障害者テクノスクール」に改め、同目手賀沼下水道事務所の節中

所長  
次長  
管渠処理  
場課長

所長  
次長  
管渠処理  
場課長

に改め、同項専門職の目中

主任上席  
精神保健  
福祉相談  
員

主席精神  
保健福祉  
相談員  
主任上席  
精神保健  
福祉相談  
員

に改め、同表教育委員会の項

教育庁の日本庁の節中「学校危機管理監」を「学校危機管理監 県立高校統括監」

に、「副参事」を

「副参事  
副技監」

に改め、同項教育機関の目中央図書館の節中

「副館長」を

副館長

に改める。

職務の級別区分の表5 研究職給料表級別職務区分表知事の事務部局の項出先機関の目中央博物館の節中 「課長 科長」 を「課長」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部

一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八